



熊本県公報

第12158号

平成24年10月23日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(砂防課) 1
○身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定……………	(障がい者支援課) 13
○障害者自立支援法第54条第2項に定める指定自立支援医療機関の指定……………	(") 13
○障害者自立支援法第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新……………	(") 14
○保安林の指定に関する予定……………	(森林保全課) 14
公 告	
○公共測量の実施……………	(監理課) 14
○林業種苗生産事業者の登録の抹消……………	(森林整備課) 14
○県営土地改良事業計画……………	(農村計画課) 15
登 載 依 頼	
○(第2回)熊本県医療審議会の開催……………	(医療政策課) 15
○平成24年度第1回くまもと21ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域連携協議会の開催……………	(健康づくり推進課) 15

告 示

熊本県告示第1139号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年10月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 八代市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
本屋敷谷川(467-1-001)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
本屋敷谷川第二(467-1-002)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

- イ 竹の迫谷川（467-1-003）
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
白木平谷川（467-1-004）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
寺原谷川（467-1-005）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
肥賀志谷川（467-1-006）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松の原川第二（467-1-007）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古屋敷川第一（467-1-008）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古屋敷川第二（467-1-009）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
植木谷川（467-1-010）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
前平谷川（467-1-011）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
かななぎ谷川-1（467-1-012-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
かななぎ谷川-2（467-1-012-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
 かななぎ谷川-3 (467-1-012-3)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 八代市泉町下岳
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 土ノ谷川 (467-1-013)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市泉町下岳
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 和小路谷川 (467-1-014)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市泉町下岳
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 白岩戸谷川 (467-1-015)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市泉町柿迫
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 おだかな谷川 (467-1-034)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市泉町下岳
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
 広平川 (467-1-035)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地

- ウ 八代市泉町下岳
土砂災害警戒区域の表示
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (20) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大山川第一（467-1-036）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (21) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
竹の迫川第二（467-2-001）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (22) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下岳谷川（467-2-002）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (23) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松の原谷川（467-2-003）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (24) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
井櫃谷川（467-2-004）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地

- (25) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
井川ノ上谷川 (467-2-005)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
和小路川第二 (467-2-006)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大山川第二 (467-2-024)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
麻生野谷川 (467-2-025)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
白木平-1 (467-1-001-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
白木平-2 (467-1-001-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
白木平-3(467-1-001-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
本屋敷-1(467-1-002-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
本屋敷-2(467-1-002-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
本屋敷-3(467-1-002-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
本屋敷-4(467-1-002-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
土生（467-1-003）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
宮の崎（467-1-004）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
和小路（467-1-005）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
和小路2（467-1-006）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
白岩戸B（467-1-008）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町柿迫
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
井櫃 (467-1-009)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
沢無田B (467-1-010)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
古屋敷 (467-1-011)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
松の原 (467-1-012)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
犬山 (467-1-013)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- イ 広平-1 (467-1-014-1)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
広平-2 (467-1-014-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
広平-3 (467-1-014-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大道A (467-2-001)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大道B (467-2-002)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
麻生野 (467-2-003)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」とおり)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
本屋敷2 (467-2-004)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」とおり)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
尾園 (467-2-005)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」とおり)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中尾A (467-2-006)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」とおり)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中尾B (467-2-007)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」とおり)
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中尾C-1 (467-2-008-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中尾C-2（467-2-008-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中尾D（467-2-009）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
定野（467-2-010）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
沢無田A（467-2-013）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古屋敷B-1（467-2-014-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市泉町下岳
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 古屋敷B-2 (467-2-014-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市泉町下岳
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 古屋敷B-3 (467-2-014-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市泉町下岳
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 広平A (467-2-015)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市泉町下岳
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1140号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により身体障害者手帳交付のために診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成7年熊本県規則第16号）第2条第1項の規定により告示する。

平成24年10月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
外科	久保田 竜生	平成24年10月1日	独立行政法人国立病院機構 熊本再春荘病院 合志市須屋2659番地
整形外科	寺原 幹雄	平成24年10月1日	熊本リハビリテーション病院 菊池郡菊陽町曲手760
小児科	上野 弘恵	平成24年10月1日	独立行政法人国立病院機構 熊本再春荘病院 合志市須屋2659番地

熊本県告示第1141号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関を指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年10月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	主として担当する医師又は薬剤師等の氏名	指定年月日
玉名地域保健医療センター	玉名市玉名 2172	整形外科	名倉 誠朗	平成24年10月1日

熊本県告示第1142号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関の指定を更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年10月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定更新年月日
有限会社アイ調剤薬局	荒尾市大正町1丁目1-31	調剤	平成24年7月1日
有限会社アイ調剤薬局大谷店	荒尾市荒尾4544番地52	調剤	平成24年7月1日

熊本県告示第1143号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年10月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江丙字東大川内243番27、243番28、243番44、字五右衛門畑261番3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第563号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、菊陽町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年10月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（1級水準測量）	平成24年10月5日から 平成25年3月22日まで	菊陽町全域

熊本県公告第564号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条の規定に基づき登録した次の生産事業者の登録を抹消したので公告する。

平成24年10月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	生産事業者の氏名（名称）	住所
1704	有村新作（有村樹苗園）	水俣市初野101番地

熊本県公告第565号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営長坂地区土地改良事業（農業用排水施設、暗渠排水）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成24年10月23日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営長坂地区土地改良事業（農業用排水施設、暗渠排水）計画書の写し
- 縦覧期間
平成24年10月24日から平成24年11月20日まで
- 縦覧場所
山鹿市役所

登載依頼**熊本県医療審議会公告第3号**

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。

平成24年10月23日

熊本県医療審議会
会長 福田 稔

- 開催日時
平成24年10月26日（金）
午後2時から午後4時まで
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続き
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部健康局医療政策課）
（電話096-333-2205）

くまもと21ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域連携推進協議会公告第1号

平成24年度第1回くまもと21ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域連携協議会を次のとおり開催する。

平成24年10月23日

くまもと21ヘルスプラン推進委員会

- 開催日時
平成24年10月30日（火曜日）
午後2時から午後4時まで
- 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館8階職員研修室
- 議題
(1) 次期熊本県健康増進計画（第3次くまもと21ヘルスプラン）等について
(2) その他
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、

事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続きは先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康づくり推進課 健康づくり企画班
(電話096-333-2208)